

海外募集型企画旅行条件書

クルーズ旅行兼用)

観光庁長官登録旅行業第545号(社)日本旅行業協会正会員



お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社西日本新聞旅行(以下「当社」といいます。以下「募集型企画旅行契約」)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。以下「募集型企画旅行契約」)を締結することとなります。

(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前へお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「募集型企画旅行契約の部」といいます。以下「募集型企画旅行契約の部」)により、また、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時・船舶を利用する旅行を除きます。以下「クルーズ」)にその旨を記載した旅行(以下「クルーズ旅行」といいます。以下「クルーズ旅行」)の募集型企画旅行契約の部(以下「クルーズ旅行契約」といいます。以下「クルーズ旅行契約」)が適用されます。特定約款とクルーズ旅行契約は第15条(お客様の解除権)の取消料部分以外は当社旅行契約募集型企画旅行契約の部と同内容となります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。以下「旅行サービス」)を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み

(1)当社旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「①」と併せて「当社」といいます。以下「当社」)にて当社所定の旅行申込み書(以下「旅行申込み書」といいます。以下「旅行申込み書」)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えて申込みいただきます。申込金(旅行代金「取消料」)の約半額(一部または全部として)を預け取ります。お申し込み後、お申し込み確定後、お客様が申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額返戻します。

申込金(おひとり)
旅行代金の20%

但し、特定期間・特定コースごとの場合は、別途パンフレットに定めるところにより、また、ご利用の場合も異なります。

※上表内の旅行代金とは第9項の基準旅行代金をいいます。

(2)当社は、電話・郵便・ファクシムリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約が成立しており、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社から申込みの提出と申込金の支払いは行われなくなります。この期間中に申込みを撤回された場合は、当社からお預かりした申込み金を返戻いたします。

(3)「旅行申込み書」にお客様のローマ字氏名をご記入される際は、ご旅行に使用するパスポートに記載されている通りご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空機の発行番号、関係書類への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社は、お客様の交換の場合に限り、第27項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名訂正が認められず、旅行契約を解除したご場合もあります。この場合には、第16項の当社所定の取消料をいただきます。

3. ウェイティングの取扱い

(1)お申し込みの段階で、満席、満空その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様が承諾を得て、お客様が「待機中」状態でお預かりいただける期間を通知し、お客様が「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申込みを受けられる努力をいたします。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合、お客様は申込み相当額を申し受け、この時点で旅行契約が成立していません。なお、「当社からお申込みを承諾できる旨を通知する前」はお客様がウェイティング登録の解除のお申出が有効な場合又は、お預かりいただける期間まで「結果」として申込みを承諾できなかった場合は、当社にお申し込み相当額を返戻いたします。

(2)本項(1)の場合における、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社がお客様のお申込みを承諾できる旨の通知を行ったとき成立するものとします。

(3)お預かりした「申込み相当額」は予約成立となつた時点で申込金として取扱います。

4. 申込条件

(1)20歳未満の方は親権者の同意書が必要ですが、また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件としていただく場合があります。

(2)①ご参加において特定の条件を定めて旅行を行う、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることとなります。

(2)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性がある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴覚犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を要する方は、お申込みの際に、参加において特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約解除に際したる状態になった場合は直ちに申し出てください。あらかじめ当社からご案内申し上げる旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。

(3)前項のお申し出を受け、当社は、必要かつ合理的な範囲内でご対応いたします。これに基づいて、お客様の状況及び可能とされる措置についてお話しし、又は書面で行われさせていただきます。

(4)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のためにお客者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するご等を条件とすることがあります。お、お客様が申込みを出した後の措置を拒否することができない場合は旅行契約のお申込みを断ります。旅行契約を解除していただく場合があります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様の状況に適切な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

(5)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断及び加療を必要とする状態になつた当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を妨げる必要必要な措置を取らせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。

(6)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および帰郷の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要となります。

(7)お客様が他のお客様と迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、参加をお断りすることとなります。

(8)お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合はご参加をお断りすることとなります。

(9)お客様が当社によって法的な要求行為、不当な要求行為、旅行に際して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行なつた場合は、ご参加をお断りすることとなります。

(10)その他当社からの業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 旅行契約の成立時期と契約書面の送達

(1)旅行契約は、当社から契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。

(2)当社から本項(1)の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。以下「契約書面」)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(3)当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲

は最終旅行日程表に記載のとおりとなります。

(4)パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。

(5)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。以下「契約責任者」)を募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。

①当社は、特約を結ぶ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。以下「構成員」)の募集型企画旅行契約に関する一切の代理権を有していません。当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行われます。

②当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことと予測される債務または義務については、何ら責任を負いません。

③当社は、契約責任者が団体・グループの同一人ないし、複数、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

6. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジット会社(以下「提携会社」といいます。以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」といいます。以下「会員」)が会員の署名なくして旅行代金の支払を受け、これを条件に電話、郵便、ファクシムリ、その他の通信手段による旅行の申し込みを受けられる場合があります。

①通信契約は「旅行業契約募集型企画旅行契約の部」に準拠します。

②本項で「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日とします。

③通信契約のお申し込みの際、会員は、お申し込みをよとする「企画旅行の名称」「出発日」「会員番号」「カード有効期間」等を当社にお申し出いただきます。

④通信契約による旅行契約は、当社がお客様に申し込みを承諾する通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。電話による申し込みの場合は、お申し込みを当社が受理した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシムリその他の通信手段による申し込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行契約に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会社規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結を拒否させていただきます。

⑥当社は、「提携会社のカード」により所定の店名で会員の署名なくして契約書面に記載された金額の旅行代金の支払を受け、この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録されたことを確認します。

⑧会員の通信機器に前項にかかわる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

7. 確定書面(最終旅行日程表)

(1)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社が確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名に記載された確定書面(最終旅行日程表)を遅くとも旅行開始の前日までお渡しします。(原則として旅行開始の前日10時前～7日前)にお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期追加のコースの一部では旅行開始の前日にお渡しすることとなります。この場合で旅行開始の前日までに前日までお渡しします。ただし、旅行開始の前日から起算しての約7日目に当たる日以前にお預かりできなかった場合は、お預かりした時点でお断りいたします。お渡しの方法は、郵送を含みます。又、お渡しし前日以前でお断りし、お預かりした場合は当社が手配状況についてご説明いたします。

8. 旅行代金の支払時期

(1)旅行代金は旅行開始日の前日より起算して、またお預かりした日以降22日目に当たる日(以下「基準日」といいます。以下「基準日」)までお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお支払いされた場合は、お支払いした旅行開始日前の指定日までにお支払いいただきます。

9. 基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに旅行代金として表示した金額に「追加代金」として表示した金額を加算し、「割引代金」として表示した金額を減額した金額をいいます。この基準旅行代金は、第2項の「申込金」、第16項の「取消料」、第17項の「取消料」、および第25項の「変更補償金」の総額の算出の基礎となります。

10. 追加代金と割引代金

(1)第9項で「追加代金」として、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合は除きます。)

①お一人部屋を使用される場合の追加代金

②「バス」等で当社が「グレードアッププラン」等と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金

③「食事メニュー」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額代金

④「バス」等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金

⑤「バス」等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額

⑥その他「バス」等で「○○○追加代金」と称するもの(「アーリーチェックイン追加代金」や「航空会社指定ご希望をお受けする旨のバス」等に記載した場での追加代金)

(2)第9項で「割引代金」として、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合は除きます。)

①「バス」等で当社が「ダブル割引」等とし、1つの部屋に3人以上が宿泊すること条件に設定した1人おひとり割引

②その他「バス」等で「△△割引代金」と称するもの

11. その他代金と別項代金

このほか代金とは、旅行開始日当日に基準日満2歳以上12歳未満のお子様ご適用されます。別項代金とは、旅行開始日より前日基準日、2歳未満(航空座席を使用しない方)に適用します。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準日となる場合があります。その場合はバスケットにご表示いたします。

12. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金。尚、運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き)「バス」等となります。

(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程ごとの送迎バス)と表記している場合を除きます。

(3)旅行日程に明示した観光の料金(入場料、入場料、入場料、入場料)

(4)旅行日程に明示した宿泊料金及び「バス」等料金(旅行日程ごとの送迎バス)と表記している場合を除きます。2人部屋に2人ずつの旅行を基準とします。

(5)旅行日程に明示した食事料金(機内食を除きます。及び「バス」等料金)

(6)お一人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合お一人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面により異なります。お引

用航空会社より別途受託手荷物運搬料金が必要となる場合があります。詳しくは係員におたずねください。手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関へ運送委託を継ぎを代行するものとします。

(7)現地で手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)。但し、一部の空港・駅・ホテルでポーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

(8)添乗員付きコースの添乗員の同行費用

(9)運送機関が誤り付加運賃・料金(例: 燃料油・サーチャージ) (但し、旅行代金に含まれない旨、別途表示している場合を除きます。)

上記(1)～(9)についてはお客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

13. 旅行代金に含まれないもの

第12項のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)

(2)クリーニング・電話料金・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の経費及びその半額(例: 入浴料)

(3)渡航手続関係経費(旅券印紙、紙料、査証料、予防接種料金及び渡航手続代行料等の旅行業務取扱料金等)

(4)日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等

(5)国際観光空港及び日本国内の空港を利用する際の空港施設使用料等

(6)日本国外の空港税・出国税及びこれらに類する諸税

(7)希望者のみ参加されるオプション(別送料金の小旅行)の料金

(8)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用。お客様の怪我、疾病等の発生に伴う医療費及び諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要する諸費用

14. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画と異なる運送サービスの発生その他の当社の責任を有する事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめご連絡し、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。以下「契約内容」)を変更する場合があります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

15. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。

(1)利用する運送機関の運賃・料金や審計、経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超過又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金を増額変更するときは旅行開始日前日より起算しての約7日目に当たる日以前にお客様にごお申し出をいたします。

(2)当社は本項(1)の定める運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減額された旅行代金に減額します。

(3)第14項に基づき旅行契約の変更により、旅行代金に要する費用(当該契約内容の変更のめづる提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払った、又は、これから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じた場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。(費用の増加が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)

(4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金に異なる旨をパンフレットに記載した場合は、旅行契約の成立後に、当社の責任を有する事由によりお客様が旅行代金の変更を要する場合は、パンフレット等に記載した内容により旅行代金の額を変更することとなります。ただし、複数のお申し込みいただいたお客様の方が契約を解除したお客様から取消料が同一人部屋利用となつたときは、契約を解除したお客様から取消料をお受けするほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

16. お客様の解除権

(1)お客様は、いつでも以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただく日を基準とします。

①本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース(貨物航空機を利用するコースを除きます。)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日より起算しての約7日目に当たる日まで	ピーク時に旅行を開始する場合: 旅行代金の10%(5万円を上限) ピーク時以外に旅行を開始する場合: 無料
旅行開始日の前日より起算しての約7日目に当たる日まで	旅行代金が50万円以上: 10万円 " が30万円以上 50万円未満: 5万円 " が15万円以上 30万円未満: 3万円 " が10万円以上 15万円未満: 2万円 " が10万円未満: 旅行代金の20%
旅行開始日の前日より起算しての約7日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日より起算しての約7日目に当たる日まで	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

*注1 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

*注2 上記表内の「旅行代金」とは第9項の「基準旅行代金」をいいます。

*注3 旅行契約解除後に「コース」又は「出発日」を変更する場合は上記取消料の対象となります。

*注4 当社の責任を負わないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も上記取消料をいただきます。

②「貨物航空機」を利用するコース:
バスケット等明示する当社約款に基づき取消料によります。

③「日本発着時」船舶を利用する旅行:
バスケット等明示する当社約款に基づき取消料によります。

④「日程表中」に3泊以上のクルーズを含む旅行であつて、バスケット上にクルーズ旅行約款を適用する旨に記載がある場合は、バスケット等明示する当社約款に基づき取消料によります。

(2)本項(1)にかかわらず、現地発着プラン等、特定のコースにつきましては、当社約款の特定事項が旅行に適用される場合を除きます。

(3)お客様は解除に際しては、旅行開始前日取消料を支払うこと旅行契約を解除することとなります。

- ①第14項に基づき契約内容の変更となつたときは、その変更が第25項の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであると認められるときは、
- ②第15項の規定に基づき旅行代金が増額されたときは、
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又ははこれらが生ずる可能性が極めて大きいときは、
- ④当社らがお客様に対し、第7項で定める期日までに、最終旅行日程表をお渡ししなかつたときは、
- ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の実施が不可能となつたときは、
- (4)当社らは、本項(1)、(2)において旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払戻します(取消料が申込金で済まないときは、その差額を申し受けます)。また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。
- (5)開始後において、お客様のご都合により途中旅行契約が解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。
- (6)お客様の責に帰すべき事由により最終旅行日程表に従って旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は本項(1)の取消料を支払うことと当該不可能な旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、運送料等を差し引いた金額を払戻します。

17. 当社の解除権 旅行開始前の解除

- (1)当社は、次の掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないと明らかなるとき、
- ②お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき、
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき、
- ④お客様が契約内容に照し、合理的な範囲を超える負担を求めるとき、
- ⑤お客様の人数が各コースに記載した最少催行人員に達しなかつたとき。この場合、当社は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって23日(第16項(1)の※注1に規定するピーク時)旅行を開始するものとすは3日(第16項(1)の※注1)前日に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、またはそのおそれ極めて大きいとき、
- ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又ははこれらが生ずる可能性が極めて大きいときは、
- ⑧上記①の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出されたとき。但し、十分な安全措置を講ずること可能な場合は旅行を実施いたします。この場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行を中止した旨を通知するときは、第16項(1)②で定める取消料が必要となります。
- ⑨お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき、
- (2)お客様が第8項で定める期日までに旅行代金を支払われなかつたときは、当社は当該旅行の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとすは。この場合において、お客様は当社に対し、第16項(1)で定める取消料に相当する額の運送料をお支払いいただけます。また、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に支払った旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

18. 当社の解除権 旅行開始後の解除

- (1)当社は、次の掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- ①お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき、
- ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者による暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき、
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となるとき、
- ④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能となるとき、
- ⑤お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき、
- (2)当社が本項(1)の規定に基づき旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとすは。また、契約を解除した際の提供を受けたらばかつ旅行サービスの提供者に対して、取消料、運送料その他の名目にて既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様負担とすは。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が、お支払いを受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者へ支払い、又はこれらを支払うべき取消料、運送料その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

19. 旅行代金の払戻し

当社は、第15項の規定により旅行代金が減額された場合又は第16、17、18項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の前日より払戻し、お客様は解除日の翌日より起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しについては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当社お客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第18項(1)において旅行契約が解除されたときは、旅行を中止したためその提供を受けられかつ旅行サービスの提供に対して、取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用はお客様の負担とすは。

20. 契約解除後の直轄手配

当社は、第18項(1)①又は③の規定に基づき旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の依頼に応じてお客様の自己負担で出発地に居るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

21. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

22. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無かつメンストに明示いたします。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要とする業務の全部又は一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとすは。

23. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日より起算して2年以内(当社に対して通知がなかったときは)に限り、
- (2)例えば、お客様が次の掲げるような事由により損害を被つたとしても、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらが生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災
- ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらが生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらが生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故
- ⑥食中毒
- ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらが生ずる旅行日程の変更もしくは目的地に着陸する時間の遅延
- ⑨その他、当社または手配代行者の過失と認められる事由
- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して通知がなかったときは、お客様1人につき15万円を限度(故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

24. 特別補償

- (1)当社は、第23項の規定に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急病かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物(被保険者の一定の損害)について、旅行契約特別補償規程により、死亡補償金として、2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかると損害補償金(15万円)を限度、ただし、一層は一律に同一の補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社が手配した旅行サービスの提供が一切行われず旨が明示された日については、当該日のお客様が被った損害については補償金を支払われず旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とは、認められません。
- (2)当社が第23項(1)の責任を負うこととなるときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当されます。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を徴収して実施された旅行オプションツアーのうち、当社が旅行代金を実施するものについては、または募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に該当しない場合で、自由行動中のスリ/ゲタ/ピッキング、山岳登山、ボートレース、ミュージック、ペンパル/ダイビング、乗客との他、これらに関する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。

25. 旅程保証

- (1)当社は、次左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同左欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当社お客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第23項(1)の規定に基づき責任が生ずることが明らかである場合は、この限りではありません。
- ①次の掲げる事由による変更の場合は、又はは変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア 旅行行程に支障をきたす悪天候を含む天災地変、火、戦乱、労働工、暴動工、官公署の命令、欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画によらずに運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のため必要な措置
- ②第16項から第18項までにおいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- ③本項(1)に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更した場合は、旅行中(当該旅行サービスの提供を受けた)ことが変わった場合においても、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して募集型企画旅行代金、旅行代金に15%を乗じた額を上限とすは。また、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、第9項の基準旅行代金となります。
- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について、当社が第23項(1)の規定に基づき責任が生ずることが明らかとなつた場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、金額による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品、サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件おひとりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含み、その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回すことに限ります。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内(旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港)の異なるへの変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内から本邦外へ(直行又は本邦内から本邦内へ(直行)から乗継)又はは直行便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアータイトル中に記載がかつ事項の変更	2.5	5.0

注1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までお客様に通知した場合は、旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合はをいいます。

注2: 確定書面が交付された場合は、契約書面とあるものを確定書面と読み替えて上の表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容と異なる場合は確定書面に記載した内容が適用されます。旅行サービスの内容と内容と異なる場合は、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3: 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより低いものへの変更を伴う場合は適用しません。

注5: 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注6: 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。

注7: 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

26. お客様の責任

(1)お客様が故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被つたときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容及び理解するよう努めなければならないものとすは。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるもの認識したときは、旅行日程において遅くとも当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者のその旨を申し出なければなりません。

27. お客様の責

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することがあります。この場合、当社所定の詳細に規定する事項を記入のうえ手数料(お一人様につき11,000円)ともに当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合は、別途再発券に関する費用を別途いただきます。)
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾がかつ同時に効力を生ずるものとすは、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に關する一切の権利及び義務を継承するものとすは。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の責に帰すべき理由により、責を断りずる場合があります。

28. お客様が先発して実施する事項

- (1)旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理当局事務所へお問い合わせください。)
- ①旅券(パスポート): 旅行参加には、パスポート記載の有効期間を満たす旅券が必要とすは。
- ②査証(ビザ): 旅行参加には、パスポートの国産が必要とすは。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびに旅行に必要な旅券・査証、再入国許可および各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途渡航手続代行契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社にはお客様ご自身起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2)保健衛生(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「感染症情報センターホームページ」<http://www.fortnig.go.jp>にて確認ください。
- (3)海外危険情報について
- 渡航先(国又は地域)については、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が提供されています。お申込みの際に販売店より海外危険情報に関する書面をお渡します。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mof.go.jp>にて確認ください。

29. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、及び本邦官署の提供する海外安全情報システム旅行先に関する安全情報の提供や緊急時におけるお客様の海外情報等の連絡のためのシステムにお客様を登録するに限り旅行に關して運送・宿泊機関等のサービスを提供し、提供の③旅行に関する諸手続きのため、④当社旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続の提供、⑤当社及び当社提携する企業の商品やサービス、キャンペーン等の実施、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想の御覧のため、⑦アンケートの御覧のため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のためご利用させていただきます。
- (2)上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、大使館、出入国管理官等(いずれも本邦及び外国含む。)に(書類又は電子データとして)提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジットカード会社(クレジットカード番号や決済金額を電子データで提供することがあります。)
- なお、土産物店への個人情報提供の停止をご希望される場合は、当該する「旅行」に記載する個人情報提供の同意に反対して10日前までお申し出ください。(注:10日前が「祝日」の場合はその前日までお申し出下さい。)
- (3)当社及び当社旅行先各社はお客様からご提供いただいた個人情報(お名前、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等の案内の中に、共同して提供させていただきます。共同利用する個人情報、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取扱いに関する方針等詳細、当社旅行先各社の名称については当社の店舗又はホームページのプライバシーポリシーにて確認をお願いします。
- (4)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5)お客様は、個人情報の保存する個人データについて開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口(訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談窓口)となります。問合せ窓口(訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談窓口)となります。
- (6)一部の任意記入項目に記入しなかった場合、未記入の項目に關するサービスについては、適切に提供できない場合があります。
- 個人情報保護管理官(管理部長)
問い合わせ窓口: お客様相談室 営業時間: 月~金 10:00~17:45
電話: 092-711-5518 FAX: 092-711-1969
E-mail: ryoko@nmpnyoko.co.jp

30. パスポート表示の旅行開始地までの国内航空券の利用について

- (1)お申し込み、パスポート発給の特別運送を利用した国内航空券のお申し込みは、ツアーのお申し込みと同時にさせていただきます。お願ひ申し上げます。
- (2)本項(1)の国内航空券の手配に關する契約は当社から保証したとすは成立します。国内航空線の区間について当社が保証した後は、当該のコースの海外旅行部分を含めて募集型企画旅行契約とし、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象とすは。
- (3)お取消し: お客様が申し込まれたパスポート記載の特別料金で国内航空券について予約・確保が完了したお客様が該当コースを取消する場合は、該当コースに關する所定の取消料をお支払いいただきます。

31. その他

- (1)海外旅行保険
- 病氣、けがをしした場合、多額の医療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けることは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。
- (2)お買い物案内
- お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。お客様ご自身の責任で購入してください。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいずれもありません。ただし、お客様の確認およびレシートを受け付けを必ず行ってください。免税払いを希望する場合は、ご購入品を必ず手荷物として手荷物に用意してください。その手続きは、土産店・空港で手続き方法をご確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。ワンストップ契約又は諸法令により外国からの持ち出し及び日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3)マイレージサービス
- 航空会社のマイレージサービスに關するお問い合わせや登録等はお客様ご自身で当該航空会社のページにてさせていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定(ご予約)サービスが受けられなくなる場合、理由の如何にかかわらず、当社は第23項(1)ならびに第25項(1)の責任を負いません。(注:第23項当社の責任及び免責事項 第25項 旅程保証)
- (4)事故等の申し出
- 旅行中に、事故など生じた場合は、直ちに最終日程表で知らせてご連絡先に通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなかつた次第にご連絡ください。
- (5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パスポートの各コースの説明に記載している出発空港(国内線の特例料金設定のあるコース)については、国内線の出発空港を含まず(集合して、当該空港に降着(解散)するまでとすは)。
- (6)当社にらぬような場合は旅行の再実施はいたしません。

32. 募集型企画旅行契約の履行について

この条件に定める事項は旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行契約約款を希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行契約は、当社ホームページ<http://www.nmpnyoko.co.jp>からご覧いただけます。

33. 旅行条件の基準

この旅行条件は2020年4月1日を基準としています。